

8 部 分 払

する (回以内)

しない

部 分 払 の 基 準

業 務 内 容	履行予定月	数 量	単 位	単 価	金 額

※単価及び金額は消費税及び地方消費税相当額を含まない金額

※概算数量の場合は、数量及び金額を () で囲む。

委 託 代 金 額		¥ (_____)
内 訳	業 務 価 格	¥ (_____)
	消費税及び地方消費税相当額	¥ (_____)

内 訳 書

名 称	形状 寸法等	数 量	単 位	単 価(円)	金 額 (円)	摘 要
捕獲器使用						
蚊の採取・搬送等業務		(60)	回	円	() 円	
人囃法						
蚊の採取・搬送等業務		(12)	回	円	() 円	
	計	(72)	回		() 円	
	消費税相 当額				() 円	
	合計				() 円	

※ 概算数量の場合は、数量及び金額を () で囲む

仕様書

1 件名

令和6年度蚊媒介感染症のサーベイランス事業業務委託

2 実施期間

令和6年5月14日（火）～10月23日（水）

3 業務の概要

指定する公園等において、蚊の捕獲器及び人囮法により蚊を採取し、捕獲器の回収と、横浜市衛生研究所への検体の搬送をおこなう。

4 蚊の採取方法

- (1) ドライアイス併用の捕獲器（ライトトラップ）による採取
- (2) 捕虫網を用いた人囮法による採取

5 実施場所

(1) 捕獲器設置場所

- ア 横浜公園（横浜市中区横浜公園）
- イ 山下公園（横浜市中区山下町 279）
- ウ 港の見える丘公園（横浜市中区山手町 114）
- エ 臨港パーク（横浜市西区みなとみらい 1-1-1）
- オ 新横浜駅前公園（横浜市港北区新横浜 2-16-1）

(2) 人囮法実施場所

山下公園内 3ポイント

6 実施回数

(1) 捕獲器設置

各公園1ポイントにつき12回、計60回

捕獲器設置場所	設置予定日	回収予定日
ア 横浜公園	5/14、5/28、6/11、6/25、	5/15、5/29、6/12、6/26、
イ 山下公園	7/9、7/23、8/6、8/20、9/3、	7/10、7/24、8/7、8/21、
ウ 港の見える丘公園	9/17、10/1、10/15	9/4、9/18、10/2、10/16
エ 臨港パーク		
オ 新横浜駅前公園		

(2) 人囮法実施

公園1か所（3ポイント）につき12回

人囮法実施場所	実施予定日
山下公園	5/15、5/29、6/12、6/26、 7/10、7/24、8/7、8/21、 9/4、9/18、10/2、10/16

7 業務内容

(1) 捕獲器による採取

ア 設置

指定する設置日の午後に、公園 1 か所について、捕獲器 1 台を指定した場所に設置する。

イ 回収

捕獲器を設置した翌日の午前中に捕獲器と捕虫網を回収し、回収日と採取場所を記載したジップ付ビニール袋に、採集した昆虫類を捕虫網ごと入れる。

ウ 運搬

ビニール袋に入れた検体を保冷剤で冷やししながら、回収場所から横浜市衛生研究所に搬入する。(概ね 15 時まで)

(2) 人囮法による採取

指定する実施日の午前中に、公園 1 か所につき 3 ポイントの指定した場所で採取を行う。口を縛った捕虫網を指定の容器に入れ、保冷剤で冷やしながらか当日中に横浜市衛生研究所に搬入する。(概ね 15 時まで)

8 捕獲器材

ドライアイス併用のライトトラップ（電池式）、人囮法用の捕虫網及び搬送用容器は横浜市衛生研究所が用意する。

また、横浜市衛生研究所は採取後回収した捕虫網の搬入時に次回使用分を受託者に渡す。

捕獲等に必要な器材（ドライアイス（1 kg/1 回）、電池、保冷剤等）は、受託者が用意する。

9 業務実施上の留意事項

(1) 捕獲器材は初回設置日までに横浜市衛生研究所に取りに行くとともに、使用方法について衛生研究所職員から説明を受けること。

(2) やむを得ない事情で、設置日及び回収日等を変更する場合は、必ず事前に衛生研究所微生物検査研究課に連絡すること。

<p>【連絡先】 衛生研究所微生物検査研究課（医動物）045-370-9376 （ウイルス）045-370-9356</p>

(3) 捕獲器の設置、回収時に作業員は蚊に刺されないような作業着、忌避剤等を使用すること。

(4) 荒天時の実施（特に人囮法による採取）については、医療局健康安全課及び横浜市衛生研究所と調整を行う。

10 委託料の支払い

(1) 委託料の支払いは、履行確認後に作成された適法な請求書を受理した日から起算して 30 日以内とする。

(2) 受託者の過失により検体採取及び搬送を行わなかった場合は、当該回収日に対する委託料の支払いは行わないものとする。

11 情報管理

受託者は、本業務において知り得た情報及び機密を他に漏えいしてはならない。

12 その他

この仕様書の解釈について疑義を生じたとき、又は仕様書に定めのない事項については、両者協議のうえ定めるものとする。